

平成30年第9回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年9月25日(火) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 14名

1番 北濱 陽子	6番 坂下 正幸	11番 田上 正男
2番 池端 共栄	(欠席)	12番 安 津久人
3番 谷内 誠一	8番 谷内 吉夫	13番 田中 喜義
4番 奥堂 敏春	9番 山本 秀夫	14番 新澤 晟
5番 山本 恒雄	10番 森谷 正美	15番 山崎 覺治

(2) 欠席委員

7番 石倉 稔

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島1番 宇羅 恒一 輪島3番 瀬例 敏之 輪島4番 新谷 義治
輪島6番 東 一郎

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第31号 非農地証明願について

7 報告事項

- (1) 報告第26号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第27号 農地法制限除外の届出について

8 議事

開会 10:00 閉会 10:30

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、14名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第9回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号3番 谷内 誠一 委員及び 議席番号4番 奥堂 敏春 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第28号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第28号の農地法第3条の規定による農地等の所有権設定許可申請承認についてです。今月は1件です。 【議案第28番、1番を議案書をもとに朗読】 合計3筆415㎡で内訳は田が415㎡です。申請地については農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長	それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 6 番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。
坂下委員	6 番の坂下です。23 日に現場を見てきました。天候の関係でか譲受人がいましたので話を聞いて参りました。1 筆は作付けしており、川沿いの箇所は灌木が生えていますが、自分のものにした後田んぼにしたいとの事で申請をしております。所有者が変わろうとも周りに影響もなく、むしろ譲受人に変わった方が良い状態になります。全部草を刈って田んぼに戻すとの事ですので結果的には良いと思います。本人も私が作った方が良いとの事でした。以上、よろしく申し上げます。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 28 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 28 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 29 号】の農地法第 4 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案書 5 ページをご覧ください。議案第 29 号の農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認についてです。今月は 2 件です。 【議案第 29 番、1 番から 2 番を議案書をもとに朗読】 合計 4 筆 248 m ² で内訳は田が 248 m ² です。 申請番号 1 番については、申請地については、農地の広がり 10ha 未

	<p>満であることから第2種農地と考えており、また集落に接続しているものであることから妥当と考えております。</p> <p>申請番号2番については、申請地については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と考えており、また能越道建設に伴う移転事業であり代替性がないことから妥当と考えております。申請地については農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番について地区担当推進委員輪島6番 東 一朗 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
東 委員	<p>中段町の件でございます。先般、9月21日に山本職務代理、2名の委員、谷内行政書士と現地調査を行いました。申請者の住宅の向かいであり土地の形状、水路や農道、農地関係者についても特に問題は無く、計画通りの転用申請が行われても特に問題は無いと考えております。以上でございます。</p>
議 長	<p>次に申請番号2番について地区担当推進委員輪島4番 新谷 義治 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
新谷委員	<p>はい、新谷です。21日に山本職務代理、池端委員、石倉委員、事務局、松下行政書士と現地調査を行いました。7ページの地図のとおりで農道と農道の際で、高いところがのり尻になる所です。ということで周辺に何ら影響はないと見て参りました。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第29号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第29号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第30号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。議案第30号の農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。</p> <p>【議案第30番、1番から3番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計3筆124㎡で内訳は田が124㎡です。</p> <p>なお、農地種別等については議案第28号の申請番号2番と同じです。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番から3番について地区担当推進委員輪島4番 新谷 義治 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
新谷委員	<p>はい、新谷です。先ほど議案第29号の説明どおりで場所はすぐ横ですのでよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	(意見・質疑なし)
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第30号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第30号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第31号】の農地法の適用を受けな</p>

	<p>い土地の証明願を受け付けましたので議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 12 ページをご覧ください。議案第 31 号の非農地証明願承認についてです。今月は 2 件です。</p>
	<p>【議案第 31 番、1 番から 2 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計 4 筆 542 ㎡で内訳は田が 117 ㎡、畑が 425 ㎡です。</p> <p>申請番号 1 番については、申請地については、申請者の先代が昭和 31 年及び昭和 54 年に庭園として入手し庭園として利用していたものです。なお、平成 19 年に火災により建物は焼失しております。</p> <p>申請番号 2 番については、申請地については、26 番 1 については平成 19 年に市道・国道の道路拡張に伴い曳航移転した際に宅地として利用し、26 番 3 については昭和 53 年に車庫用地として許可済です。</p>
議長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員輪島 1 番 宇羅 恒一 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
宇羅委員	<p>宇羅です。先ほど事務局から写真もありましたが、現地調査を 9 月 21 日、山本職務代理ほか委員の方 2 名と行っております。写真にもありましたが 10 年以上手つかずの状態であり、手前の松の木と雑草等が激しくこのもう 1 筆が竹林となっていますので原状復帰が難しいのでいたしかたないと思われれます。以上です。</p>
議長	<p>それでは申請番号 2 番について地区担当委員輪島 3 番 瀬例 敏之 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
瀬例委員	<p>瀬例です。よろしく申し上げます。この件につきましては 9 月 21 日午前 9 時から調査者は山本職務代理ほか委員の方 2 名と司法書士の今井さん、事務局とで調査を行っております。現状については先ほどの写真のとおりです。自己住宅敷地でありまして農地でない事とすることで良いと考えています。また、登記上は田となっておりますが宅地敷地であり石垣で花壇のようになっており事実上農地としては認められないものと</p>

	思います。今回、売却するにあたり非農地の証明を願い出たものと聞いております。以上でございます。
議 長	それではこれより質疑を許します。
田中委員	2 番の申請者ですが、住民票は輪島でないのですが市内にいないのですか。
事 務 局	少し前まで輪島に住所を置いていたようですが、現在は奈良県の方に移っていると聞いております。そのため既に空き家になっています。
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 3 1 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 3 1 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 2 6 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書 16 ページをお開きください。報告第 26 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 6 件です。 【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】 合計 244 筆 52,597.33 ㎡です。内訳は田が 27,447.91 ㎡、畑が 25,149.42 ㎡です。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)

議 長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第26号】を終わります。 次に【報告第27号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書27ページをお開きください。報告第27号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は1件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、制限除外の届出の内容を朗読】</p> <p>以上合計1筆9㎡で内訳は田が9㎡です。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号1番について地区担当委員議席番号14番 新澤 晟委員よりご意見をお願いいたします。</p>
新澤委員	<p>新澤です。昨日現地を確認してきました。現地感じと違う感じなんです、今できるところは遊休農地のA判定のところ。そこに出来るという事で周辺に及ぼす影響はありませんのでよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第27号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。</p>
議 長	<p>「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については北濱委員より報告をお願いします。</p>
北濱委員	<p>(北濱委員より「1・1・1運動」の活動報告)</p>
議 長	<p>それでは第9回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。</p>

平成30年9月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員

3 番

署 名 委 員

4 番
